2026 年 11 月 9 日

株式会社 BCJ-116　御中

融資証明書

株式会社北陸銀行（以下「弊行」といいます。）は、貴社に対し、貴社が計画中である①北陸電気工業株式会社（以下「対象会社」といいます。）の発行に係る普通株式（以下「本件株式」といいます。）（但し、対象会社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）の取得を目的とし、買付予定数の下限を 5,232,600 株とし、買付予定数の上限を設けない金融商品取引法及び関連法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付」といいます。）により、本件株式を取得し、②その後、貴社のみを対象会社の株主とする取引（上記①乃至②の一連の取引を総称して、以下「本買収取引」といいます。）における、本件株式の買付又は取得資金、対象会社及びその子会社（以下「対象会社グループ」といいます。）の既存の債務の返済及び/又は借換え並びにこれらに付随する公租公課及び諸経費の支払資金として、貴社と弊行の間で本融資証明書の日付までに行われてきた協議を踏まえ、別途貴社及び弊行の間で合意する融資条件に基づき、21,000,000,000 円を限度として融資（以下「本融資取引」といいます。）を行う用意のあることを証明致します。但し、(i)本融資取引の引受けについては、別紙 1 記載の条件が充足されることを条件とし、(ii)本融資取引の実行については、上記融資条件に則り、融資契約書、担保契約書その他の関連契約書（本融資取引の実行前に締結すべきものに限ります。以下「本貸付関連文書」といいます。）が締結され、かつ、本貸付関連文書に定められる条件（但し、本公開買付の決済資金に係る貸付については、別紙 2 記載の前提条件に限ります。）が充足されることを融資実行の前提条件と致します。

なお、本融資証明書の有効期限は2027年7月9日とし、本融資証明書は有効期限経過により自動的に失効するものとします。

以　上

融資証明書

東京都中央区日本橋室町3丁目2番1号
日本橋室町三井タワー
株式会社 北 陸 銀 行
ストラクチャードファイナンス室
室 長 林　健 治

（株式会社北陸銀行）

別紙 1

本融資取引の引受条件

(1) 本融資取引による借入金の主たる資金使途は、本買収取引における本件株式の買付又は取得資金、対象会社グループの既存の債務の返済及び/又は借換え資金並びにこれらに付随する公租公課及び諸経費の支払資金であること。

(2) 本公開買付が成立したこと。

別紙 2

本融資取引の実行の前提条件

本公開買付の決済資金の貸付前提条件の概要は、以下のとおりである（定義は本別紙の末尾を参照）。

（以下（※）を付したものについては、貸付人が合理的に満足する内容であることを要する。）

1. 本貸付契約に定める表明保証事項のうち、本借入人に関する重要な表明事項のすべての重要な点における真実性及び正確性。
2. 本貸付契約に定める本期限の利益喪失事由のうち、本借入人に関する重要な期限の利益喪失事由の不存在。
3. 貸付人による本融資取引が違法となる事由の不存在。
4. 貸付不能事由の不存在。
5. 以下の前提条件書類の提出。
 (1) 本借入人及び本持株会社の定款及び（適用ある場合は）取締役会規程の原本証明付写し
 (2) 本借入人及び本持株会社の株主名簿又は（適用ある場合は）社員名簿の原本証明付写し
 (3) 本借入人及び本持株会社の履歴事項全部証明書の原本
 (4) 本貸付関連文書（本借入人及び本持株会社が当事者であるものに限る。）の締結及び履行を承認した本借入人及び本持株会社の機関決定を証する書面の原本証明付写し
 (5) 本借入人及び本持株会社の署名又は印鑑の届出書及び代表取締役の印鑑証明書の原本
 (6) 本融資取引に基づく借入、保証及び担保提供が、本借入人及び本持株会社の各借入枠、保証枠及び担保提供枠を超過しない旨の本借入人及び本持株会社の署名権限者作成に係る証明書
 (7) 初回の貸付実行の前提条件一覧の記載に基づき提出された書面が真実及び正確、かつ有効で、初回の貸付実行日以前に修正又は破棄がなされていない旨の本借入人及び本持株会社の署名権限者作成に係る証明書
 (8) 本借入人及び本持株会社により締結された本債権者間協定書
 (9) 本借入人により締結された本貸付契約
 (10) 本借入人及び本持株会社により締結された本担保契約
 (11) フィーレター
 (12) 本借入人及び本持株会社の法律顧問による法律意見書（※）
 (13) 貸付人の法律顧問による法律意見書（※）
 (14) 本グループ・ストラクチャー・チャート
 (15) ベースケースモデル
 (16) 本ストラクチャー・メモランダム
 (17) 本借入人の直近の事業年度の財務諸表の写し（提出可能なものに限る。）
 (18) 本ファンズフローステートメント
 (19) 本借入人において実施済みの本買収取引についての法務・税務・財務に関する最終報告書の写し
 (20) 本公開買付応募契約の写し
 (21) 外国為替及び外国貿易法及び独占禁止法上の事前届出書又は待機期間の満了を示す証拠
 (22) 初回の貸付実行日までに本貸付契約に基づく諸経費が支払われることの証拠
 (23) 当初貸付実行日における本借入人出資が所定の金額を下回らないことの証拠
 (24) 所定の要件を満たす借入申込書
 (25) 本人確認手続その他これに類する手続の法令対応により必要となる書類（※）
6. 本公開買付に関する以下の前提条件書類の提出

(1) 本公開買付開示資料の写し。
(2) 対象会社株式の取得価格に関する支払請求書の写し。
(3) 本公開買付の実施並びに本公開買付応募契約の締結を承認する本借入人の取締役会決議の議事録又は取締役の決定書の原本証明付写し。
(4) 本公開買付に関する本公開買付応募契約における各条件(もしあれば)が充足又は貸付人に重大な悪影響を及ぼさない態様で放棄されていること並びに本公開買付応募契約が貸付人に重大な悪影響を及ぼす態様で変更、更改、補足、破棄、放棄又は解除されていないことに係る本借入人の証明書。

7. 本公開買付に関する以下の事項の確認
(1) 対象会社が賛同表明を提出しその効力が維持されていること。但し、対象会社の賛同表明が撤回された場合、又は、本借入人以外の公開買付者による公開買付に積極的に賛同している場合であっても、一定の場合には、本号の条件は充足されたものとみなされる。
(2) 本公開買付に係る撤回事由の不存在。
(3) 本公開買付の公表に先立ちこれに近接した時期における対象会社の株価に重大な悪影響を与える本借入人、スポンサー又は対象会社による恣意的な情報開示の不存在(客観的な事実又は公表に基づいた情報開示を除く。)。
(4) 本公開買付の実施、本公開買付に関する開示又は本公開買付に関する対象会社による意見表明に係る意思決定に関する金融庁、証券取引等監視委員会、関東財務局若しくは金融商品取引所からの法令又は金融商品取引所規則に違反する旨の調査・積極的措置(指摘を含む)の不存在(解決済みのものを除く。)。但し、貸付人に重大な悪影響を及ぼす可能性が低いと合理的に考えられるものを除く。
(5) 本公開買付に関する対象会社の賛同表明に係る適法な意思決定及び当該意思決定の適法性に合理的な疑義を生じせしめる事情の不存在。
(6) 法令上要求される本公開買付に関するすべての重要な事実の開示。
(7) 本公開買付の結果、法定の条件を満たした本公開買付の適法な成立及び結果の公表。
(8) 貸付人に対し重大な悪影響のあり得る本公開買付の期間の終了時点における本公開買付届出書への変更の不存在(法令により要求される変更及び所定の範囲の条件変更は、重大な悪影響あるものとみなされない。)。
(9) 本公開買付の適法性若しくは効力(対象会社の賛同表明に係る意思決定プロセスの適法性を含む。)に関する訴訟又は本公開買付に関する開示の適法性に関する訴訟の不存在(但し、根拠のない若しくは濫用的な訴訟、会社法第 182 条の 4 若しくは第 182 条の 5 の規定に基づく請求、又は重大な悪影響を生じさせる合理的な見込みのない訴訟を除く。)。

本貸付契約における表明保証事項のうち、「重要な表明事項」の概要は、本借入人に関する以下の事項である（定義は本別紙の末尾を参照）。

1. 適法な設立及び有効な存続、本貸付関連文書の締結及び履行に必要な権利能力に関する事項
2. 本貸付関連文書の締結及び履行に必要な内部承認手続の履践に関する事項
3. 本貸付関連文書の適法性、有効性、法的拘束力及び強制執行可能性に関する事項（除外事由あり）
4. 本貸付関連文書が証拠能力を有すること及び本貸付関連文書の締結及び履行に必要な許認可の取得に関する事項（除外事由あり）
5. 定款その他の内規、当事者又はその資産に対し拘束力を有する法令等、契約、判決、決定及び命令への違背・抵触の不存在に関する事項（除外事由あり）
6. 法令違反の不存在に関する事項（除外事由あり）
7. 反社会的勢力関与者への非該当性に関する事項及び反社会的行為の不存在に関する事項

本貸付契約における誓約事項のうち、「重要な誓約事項」の概要は、本借入人に関する以下の事項である（定義は本別紙の末尾を参照）。

1. 授権手続（除外事由あり）
2. 合併、買収又は合弁会社設立制限（除外事由あり）
3. 担保提供制限（除外事由あり）
4. 資産処分制限（除外事由あり）
5. 貸付又は信用許与制限（除外事由あり）
6. 保証・補償制限（除外事由あり）
7. 配当及び株式償還制限（除外事由あり）
8. 金融債務負担制限（除外事由あり）

本貸付契約における期限の利益喪失事由のうち、「重要な期限の利益喪失事由」の概要は、本借入人に関する以下の事項である（定義は本別紙の末尾を参照）。

1. 当然喪失事由：
 (1) 本借入人の支払停止、支払不能等（除外事由あり）
 (2) 本借入人に関する倒産手続の開始の申立等（除外事由及び治癒期間あり）
 (3) 本借入人に対する差押又は保全手続の開始等（除外事由及び治癒期間あり）
 (4) 本借入人に対する銀行取引停止等
2. 請求喪失事由（治癒期間の定めがあるものはその経過）：
 (1) 本貸付関連文書上の支払債務の不履行（除外事由及び治癒期間あり）
 (2) 本貸付関連文書上の重要な誓約事項に関する義務違反（治癒期間あり）
 (3) 本貸付関連文書上の重要な表明事項に関する表明保証違反（治癒期間あり）
 (4) 本貸付関連文書上の違法性及び無効（除外事由及び治癒期間あり）
 (5) 本貸付関連文書上の履行拒絶及び解約（除外事由あり）
3. 支配権の変更

定義一覧

1. エージェント:株式会社北陸銀行をいう。
2. 貸付人:株式会社北陸銀行をいう。
3. 貸付不能事由:(i)天災・戦争・テロの勃発、(ii)電気・通信・各種決済システムの不通・障害で円資金貸借取引を行い得ない事由、(iii)東京インターバンク市場において発生した貸付人の責によらない円資金貸借取引を行い得ない事由、又は(iv)その他貸付人の責によらない事由のうち、これにより本貸付契約に基づく貸付の実行が客観的に不可能となる場合をいう。
4. 支配権の変更:①スポンサーが直接又は間接に有する本持株会社の発行済普通株式及び議決権株式の比率の合計が一定比率を下回ったこと、②本持株会社が直接又は間接に有する本借入人の発行済普通株式及び議決権株式の比率の合計が一定比率を下回ったこと、③本クロージング日後かつ(該当する限りにおいて)本借入人と対象会社の合併完了前に、本借入人が直接又は間接に有する対象会社の発行済普通株式及び議決権株式の比率の合計が一定比率を下回ったこと、及び④スポンサーが直接又は間接に有する本借入人の取締役会の支配を失ったことをいう。
5. 重大な悪影響:本借入人グループ会社の事業、資産又は財務状態等に対する重大な悪影響をいう。
6. スポンサー:(i)Bain Capital Private Equity, LP、(ii) Bain Capital Private Equity, LP 又はその関係会社が直接又は間接に保有、支配、運用又は助言するファンド又は法人、並びに(iii)かかるファンド又は法人の関係会社を個別に又は総称していう。
7. 対象会社:北陸電気工業株式会社をいう。
8. 対象会社グループ会社:対象会社及び対象会社子会社をいう。
9. 対象会社子会社:対象会社の連結子会社をいう。
10. 反社会的行為:以下のいずれかの行為をいう。
 (a) 暴力的な要求行為
 (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 (d) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貸付人若しくはエージェントの信用を毀損し、又は貸付人若しくはエージェントの業務を妨害する行為
 (e) その他上記(a)乃至(d)に準ずる行為
11. 反社会的勢力:以下のいずれかをいう。
 (a) 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。)
 (b) 暴力団員(暴力団の構成員をいう。)
 (c) 暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
 (d) 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)
 (e) 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
 (f) 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
 (g) 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
 (h) 特殊知能暴力集団等(上記(a)乃至(g)に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)

(i) その他上記(a)乃至(h)に準ずる者
(j) 上記(a)乃至(i)に該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
(k) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
(l) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
(m) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
(n) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

12. ベースケースモデル：本借入人が作成し貸付人に提出した対象会社グループ会社の連結ベースの事業計画をいう。
13. 本貸付契約：本融資取引に係る金銭消費貸借契約をいう。
14. 本借入人：株式会社 BCJ-116 をいう。
15. 本借入人グループ会社：本借入人、対象会社及び対象会社子会社をいう。
16. 本借入人出資：本持株会社による本借入人への出資をいう。
17. 本期限の利益喪失事由：本貸付契約に定める期限の利益喪失事由をいう。
18. 本グループ・ストラクチャー・チャート：本クロージング日が生じたことを前提とした本借入人グループ会社の組織図をいう。
19. 本クロージング日：本借入人が対象会社の唯一の株主となる日をいう。
20. 本公開買付：本借入人が対象会社の株式（但し、対象会社が所有する自己株式を除く。）の取得を目的として実施する公開買付けをいう。
21. 本公開買付応募契約：本公開買付に関連し本借入人と対象会社の株主の間で締結された各応募契約をいう。
22. 本公開買付開示資料：本公開買付に係る公開買付届出書及び公開買付報告書（これらの訂正に係る届出書及び報告書を含む。）の金融商品取引法に基づく開示資料を個別に又は総称していう。
23. 本債権者間協定書：本借入人、本貸付契約の貸付人及びエージェント等の間で締結される債権者間協定書をいう。
24. 本ストラクチャー・メモランダム：本買収取引の一連の手続の内容を段階的に記載した取引図をいう。
25. 本担保契約：貸付人のために設定される本担保権に関するそれぞれの担保権設定契約及び関連書類をいう。
26. 本担保権：本担保契約に基づき設定される担保権をいう。
27. 本ファンズフローステートメント：本買収取引の実行に係る本クロージング日までの一連の資金フローを記載した書類をいう。
28. 本持株会社：株式会社 BCJ-115 をいう。

以上